

郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設等の円滑な運営を図るため、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う施設並びに認可外保育施設に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する施設
- (2) 特定地域型保育事業を行う施設 子ども・子育て支援法第29条に規定する施設
- (3) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。ただし、法第6条第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。

(補助対象施設、補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象とする施設、経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 交付申請額積算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更
(概算払)

第 7 条 市長が必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付を受けたものは、補助事業が完了したときは速やかに規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算額明細書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定等)

第 9 条 市長は前条第 1 項の規定による実績報告を受けた場合は、これを審査し、事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第 15 条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通ずるものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(郡山市児童福祉施設補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 郡山市児童福祉施設補助金交付要綱（昭和 63 年 6 月 18 日制定）
- (2) 郡山市延長保育事業補助金交付要綱（平成 2 年 7 月 1 日制定）
- (3) 郡山市一時的保育事業補助金交付要綱（平成 2 年 10 月 1 日制定）
- (4) 郡山市保育所地域活動事業費補助金交付要綱（平成 6 年 3 月 10 日制定）
- (5) 郡山市すくすく保育支援事業費補助金交付要綱（平成 7 年 3 月 28 日制定）

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 10 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 12 年 11 月 27 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 12 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 8 月 25 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 15 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 11 月 17 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 17 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 17 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、

この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 5 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度以後の年度分の補助金

について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 30 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度以後の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度以後の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度以後の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 27 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度以後の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 7 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度以後の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 12 月 17 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 5 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度以後の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行

為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月31日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月16日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月11日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月3日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月19日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和7年度以降の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 10 月 7 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度以降の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

事業区分			補助対象経費	補助額	補助対象施設
運営費補助事業	事業費補助	第三者評価費	第三者評価に要する経費	実支出額に相当する額以内の額とし、他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、実支出額に相当する額から当該補助金等金額を除して得た額	民間認可保育所、幼稚園、認定こども園及び特定地域型保育事業の各事業を行う施設（居宅訪問型保育事業を除く。）
		職員内部研修費	職員内部研修に要する経費	実支出額に相当する額以内の額と 25,000 円のいずれか低い額	
延長保育事業			延長保育事業の実施について（令和8年4月7日こ成保第253号こども家庭庁成育局長通知）別紙「延長保育事業実施要綱」に定める延長保育事業に要する経費	子ども・子育て支援交付金の交付について（令和8年4月8日こ成事第174号第十一次改正こども家庭庁長官通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙延長保育事業の部延長保育事業の款3基準額の欄中に定める額	民間認可保育所、認定こども園及び特定地域型保育事業の各事業を行う施設
保育所等における業務効率化推進事業			保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和7年度補正予算分）の実施について（令和7年12月26日こ成保第693号）別紙「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和7年度補正予算分）実施要綱」（以下「保育所等業務効率化推進事業実施要綱」という。）3（1）に定める保育所等におけるシステム	1 施設当たり実支出額に相当する額と下記（1）又は（2）の額のいずれか低い方の額に4分の3を乗じた額。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 A 保育に係る計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能	民間認可保育所、幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育事業の各事業を行う施設

	の導入事業に要する経費 保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能 （１）端末購入等を行わない場合 上記機能のうち、１機能を導入する場合 １施設当たり 200,000 円 上記機能のうち、２機能を導入する場合 １施設当たり 400,000 円 上記機能のうち、３機能を導入する場合 １施設当たり 600,000 円 上記機能のうち、４機能を導入する場合 １施設当たり 800,000 円 （２）端末購入等を行う場合 上記機能のうち、１機能を導入する場合 １施設当たり 700,000 円 上記機能のうち、２機能を導入する場合 １施設当たり 900,000 円 上記機能のうち、３機能を導入する場合 １施設当たり 1,100,000 円 上記機能のうち、４機能を導入する場合 １施設当たり 1,300,000 円	
	保育所等業務効率化推進事業実施要綱 3（４）（イ）に定める病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の ICT 化を行うためのシステムの導入事業に要する経費	１施設当たり実支出額に相当する額と 1,000,000 円のいずれか低い方の額に 4 分の 3 を乗じた額。ただし、算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、	児童福祉法第 34 条の 12 第 1 項に基づく届出を行い、かつ、児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第 1 項の基準を満

	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	これを切り捨てるものとする。	たす事業所
	保育所等業務効率化推進事業実施要綱 3（6）に定める認可外保育施設における機器の導入事業に要する経費 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 施設当たり実支出額に相当する額と 200,000 円のいずれか低い方の額に 4 分の 3 を乗じた額。ただし、算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く。）
ＩＣＴ活用子ども見守り機器導入支援事業	認可保育所等設置支援事業の実施について（令和 5 年 4 月 19 日こ成保第 15 号）（令和 8 年 4 月 8 日こ成保第 321 号第七次改正こども家庭庁成育局長通知）別添 5「保育環境改善等事業実施要綱」3（2）④イに定めるＩＣＴを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業に要する経費	1 施設当たり実支出額に相当する額と 200,000 円のいずれか低い額に 4 分の 3 を乗じた額。ただし、算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	民間認可保育所、幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育事業の各事業を行う施設（居宅訪問型保育事業を除く。）、認可外保育施設

	I C T活用子ども見守り機器導入支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用		
保育所等性被害防止対策支援事業	認可保育所等設置支援事業の実施について別添5「保育環境改善等事業実施要綱」3（2）④ウに定める性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業に要する経費 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	1 施設当たり実支出額に相当する額と100,000 円のいずれか低い額に4分の3を乗じた額。ただし、算出額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	民間認可保育所、認定こども園及び特定地域型保育事業の各事業を行う施設、認可外保育施設